長崎市上下水道局公告第５号

下記の物品の売却について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の６の規定に基づき次のとおり公告します。

令和８年 11 月 16 日

長崎市上下水道事業管理者　片江　伸一郎

１　入札に付する事項

⑴　件名

水道メーター（砲金屑）ほか売却（単価契約／1ｋｇ当たり）

⑵　搬出場所

東長崎資材倉庫、東長崎浄水場（長崎市田中町 608 番地７）

⑶　業種

不用品売買（鉄屑・古紙類）

⑷　概要

水道メーター鉄屑の売却

⑸　搬出期限

令和９年１月 29 日（金）まで

⑹　契約保証金

要（契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、長崎市上下水道局契約規程（昭和 52 年長崎市水道局規程第４号）第 34 条第１号、第３号又は第４号までのいずれかに該当する場合は免除）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

⑴　長崎市上下水道局契約規程第２条第１項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第２項各号に該当しないと認められる者であること。

⑵　長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。

⑶　⑵の名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。

⑷　公告日現在、１⑶の業種に登録がある者であること。

⑸　長崎市上下水道局競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 16 年４月１日施行）及び長崎市上下水道局各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市上下水道局告示第６号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市上下水道局事業所実態調査実施要領（平成 20 年長崎市上下水道局告示第 38 号）及び長崎市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱（平成 28 年長崎市上下水道局告示第 23 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

⑹　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

⑺　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

⑻　本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

⑼　本業務の履行能力がある者であること。

3　契約条項を示す場所

長崎市上下水道局契約規程及び契約書については、長崎市役所 15 階 上下水道局業務部料金サービス課（長崎市魚の町４番１号）において閲覧することができる。

4　開札の日時及び場所

令和８年 12 月４日（金） 午前 10 時 00 分

長崎市魚の町４番１号　市役所 15 階　中会議室

5　入札保証金

免除（長崎市上下水道局契約規程第６条第３項第３号）

6　入札参加申請等

⑴　本入札の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

⑵　**申請書は持参又は郵送**するものとする。ただし、郵送の場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特別記録郵便のいずれかによることとし、令和８年 11 月 24 日（火）必着とする。

⑶　申請書の受付

ア　受付期間

令和８年 11 月 16 日（月）から令和８年 11 月 24 日（火）午後５時 00 分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成５年条例第 35 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ　受付時間

午前９時 00 分から午後５時 30 分まで（ただし、12 時 00 分から午後１時 00 分までを除く。また、受付期間最終日は午後５時 00 分までとする。）

ウ　受付場所

長崎市魚の町４番１号（市役所 15 階）上下水道局業務部料金サービス課

電話番号　　095（829）1214（直通）

⑷　その他

ア　提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ　提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ　提出書類は返却しないものとする。

エ　提出書類は公表しないものとする。

7　入札参加申請者への通知

入札参加資格の審査結果については、**令和８年 11 月 26 日（木）**までに通知する。

入札参加資格がある者については承認の通知を行い、入札参加資格を有しないと認めた者には理由を添えて否認の通知を行うものとする。

8　仕様書等及び質疑応答

⑴　仕様書等は、長崎市上下水道局ホームページの「メニュー⇒組織でさがす⇒上下水道局　業務部⇒料金サービス課⇒水道メーター（砲金屑）ほか売却（単価契約/1kg 当たり）に係る制限付一般競争入札を実施します」からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、料金サービス課の窓口で配布する。この場合は、事前に料金サービス課へ電話予約すること。

⑵　仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本局所定の質問書で行うものとする。

ア　提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）午後５時 00 分までに電子メール又は持参するものとする。

なお、電子メールでの提出の際は、料金サービス課へ受領確認の電話を行うこと。

イ　提出先

長崎市魚の町４番１号（市役所 15 階）上下水道局業務部料金サービス課

E-mail アドレス：gyoumu_ryoukin@city.nagasaki.lg.jp

ウ　回答期限

令和８年 11 月 26 日（木）までに長崎市ホームページ上で公開(https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/95112.html)した上で、**令和８年12月３日（木）　午後５時 00 分**まで質問回答書を閲覧に供する。

エ　閲覧期間

回答した日から入札前日午後５時まで（休日を除く。）

オ　閲覧場所

長崎市魚の町４番１号（市役所 15 階）上下水道局業務部料金サービス課

9　入札書の提出方法等

⑴　提出方法

入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。

⑵　提出期間

令和８年 11 月 26 日（木）から令和８年 12 月３日（木）まで

日本郵便株式会社長崎中央郵便局**必着**

⑶　郵送方法

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

⑷　入札執行回数は、２回を限度とする。（再度入札についても、郵便入札とする。）

⑸　初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡することとする。

10　開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立ち会うことができる。

11　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
⑵　本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
⑶　長崎市上下水道局契約規程第 12 条に該当する入札
⑷　入札金額を訂正した入札
⑸　入札金額が確認できない入札
⑹　本局所定の入札書を使用しない入札
⑺　本公告中「９　入札書の提出方法等　(3)」に記載する郵送方法以外による入札
⑻　再度入札する場合、初回入札に参加しなかった者のした入札

12　入札書の撤回等

入札者は、本局に到着した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13　入札書提出後の入札辞退

開札の直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出しなければならない。

14　入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

15　落札者の決定方法

⑴　落札者は、予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本局が定める方式のくじにより落札者を決定する。
⑵　再度入札によっても落札者がいない場合、入札不調とするが、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第１項第８号及び第２項の規定に基づき、最高価格入札者と協議の上、随意契約できるものとする。

16　売却代金の算出方法及び納付方法

売却代金の算出は、物件引取報告書の正味重量に契約単価を乗じて得た額の合計額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に消費税及び地方消費税の税率 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した金額（円単位未満は切り捨て）とする。

売却代金は、物件搬出後、本市が発行する納入通知書でその定められた期日までに納入するものとする。

17　異議の申し立て

入札をした者は、入札後、長崎市上下水道局契約規程、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18　問い合わせ先

公告及び物品の内容　　上下水道局業務部料金サービス課　電話番号 095(829)1214（直通）